

平成29年12月14日広陵町議会

第4回定例会会議録（3日目）

○議長（笹井由明君） それでは、次に、山田さんの発言を許します。

3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 議場の皆さん、傍聴の皆さん、こんにちは。3番、山田美津代です。3項目にわたりまして、質問をさせていただきます。

1番目は、2018年の介護報酬改定における厚生労働省の生活援助のサービス抑制の方針について質問をさせていただきます。

1、2018年度の介護報酬改定に向け、厚生労働省は、社会保障審議会の介護給付分科会に生活援助サービス抑制の方針を示しました。介護職員が在宅を訪問して行うサービスのうち、掃除や調理など直接体に触れない生活援助について、1日に複数回報酬の算定ができる現行の報酬体系は必要以上のサービス提供を招きやすいとして、多数回の利用を問題視しているものです。以前は、要支援1・2の方が介護保険から外されて、今度は要介護者の利用制限が検討されているんです。ケアプランを作成するケアマネジャーに対して、生活援助中心型の訪問介護で、一定回数を超えるケアプランは、保険者である自治体に届け入れをさせ、市町村は、地域ケア会議などでサービス内容の検証を行い、ケアプランが不適切な場合は、是正を促す仕組みを提案しています。厚労省は平均利用回数から外れるものを通常の利用状況と著しく異なるとして、要介護度別に基準となる回数を算出しています。この下に厚生労働省が示した多数回利用の基準となる訪問介護の利用回数を表に示しております。要介護1の方は、月26回、要介護3で月42回など基準回数を超えるものを届け入れの対象とするとしました。この多数回利用の例と示されたものには、独居で認知症のため、服薬の管理が必要、せん妄等のため、他のサービスは利用は難しい。配偶者も介護状態で支援が受けられないなど、機械的な回数制限で介護給付を取り上げれば在宅での生活が立ち行かなくなり重度化を招きかねない現状を示すものです。このような利用制限に対する町の考え方、対応をお聞きいたします。

①厚生労働省から多数回利用の現状などの聞き取りなどありましたか。

②多数回利用者の現状、必要性をどう思いますか。不適切だと思いませんか。

③要支援の方が介護保険から外されても今までのサービスを継続すると町は一定の努力をされていますが、サービス水準は維持をされていますか。

④今回の要介護の利用制限に対して、町としてどう住民に対処されますか。

質問事項2、防災無線の放送は機能しているか。

昨日奥本議員の質問に、答えは既に出されている部分がございますが、また違った角度で質問をしたいと思っております。

①台風21号が町を通過して被害が出ました。この被害状況を説明時、町長は「雨音で聞こえないので防災無線は使用しませんでした」と言われましたが、これでは何のための防災放送なのでしょうか。

②多くの方から「防災無線が聞こえない、何を言っているか聞き取れない」という苦情が寄せられています。広陵町馬見北にお住まいの方々は上牧町の防災無線のほうがよく聞こえると言われていています。上牧町とどう違いがあるんですか。

③今後この防災無線をどう生かして町民の命と財産を守っていくのか。

④高齢者（特に独居者）への避難勧告など工夫が要ると思うのですが、どのような検討をされていますか。

質問事項3、虐待防止について。

11月は虐待防止月間で、ここ数年間は町も虐待防止の取り組みを計画し、11月13日は虐待防止の講演会が開催され、たくさんの方が参加されました。講師の方はNPOかかしの会の理事長で虐待の悲惨な実情をお話いただき、ショックな写真が載っている本も見せていただきました。必ず虐待はなくさなければの思いを強くした講演会でした。でもこの後が大事ではないかと思えます。どうしたら虐待が防止できるのか。そういうことが起きた場合、子供たちの救済と同時に虐待をする方の救済も要ります。

①今の広陵町の虐待の現状は。

②どのような虐待防止のどのような啓発活動を行っているか。

以上3点、どうか御答弁よろしく願いいたします。

○議長（笹井由明君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 山田議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

1番目の生活援助のサービス抑制等についての御質問でございます。

まず一つ目の厚生労働省から多数回利用の現状などの聞き取りはあったかとの御質問でございますが、本町に対して直接、多数回利用に関する聞き取りは行われておりません。しかし、国の老健局振興課においては、92の保険者に対して調査を実施し、そのうち48の保険者からの回答をもとに整理をされたものであると考えております。

次に二つ目の多数回利用者の現状、必要性をどう思うか。不適切だと思ふかとの御質問でございますが、厚生労働省においては、多数回利用者であっても、認知症、退院時、独居、高齢者世帯等で、必ずしも不適切なケースであるとは限らず、利用者の状態に応じて、適切にサービスを提供する必要性があると示しております。本町においても、利用者の状態に応じたサービス利用の必要性を感じており、多数回利用が必ずしも不適切であると考えておりません。しかし、利用者の状態とサービスの利用回数について確認が必要な場合もあり、保険者機能を強化し、ケアプランのチェックなどでサービス利用の適正化を進め

てまいりたいと考えております。

三つ目の要支援の方が介護保険から外されても、サービス水準は維持されているかとの御質問につきましては、介護保険法改正により、平成27年度から、要支援相当及び要支援1・2の方の介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、地域支援事業に移行しております。本町におきましては、移行以前のサービス内容と同様のサービスの実施と地域の実情に応じたサービスの提供がなされており、サービス水準は維持されていると考えております。

四つ目の御質問にある要介護者のサービス利用の適正回数について、町としてどう住民に対応するかとの御質問でございますが、通常、介護サービスにつきましては、利用者の状態に基づき、介護支援専門員がケアプランを立て、提供されるという流れになっております。本町といたしましては、二つ目のサービス利用の必要性のところでも、答弁させていただきましたが、介護支援専門員が作成するケアプランのチェックを行い、多数回利用者を抽出し、利用者の状態を確認した上で、必要に応じた適正なサービス提供がなされるよう対応してまいりたいと考えております。

2番目の防災無線の放送は機能しているのかということについての御質問でございます。

1番目の防災無線を使用しなかった理由といたしましては、屋外放送は荒天の影響を受けやすいことは、機会あるごとに説明させていただいており、当日は、激しい雨が降り続けている状況であったため、広陵消防署・広陵町消防団・町職員とが消防自動車と公用車で、より身近な広報活動に従事させることが、最良の方法と判断させていただきました。あわせて、浸水想定地区の区長様にもお願いして、有線放送をしていただくとともに、エリアメール、ホームページ、フェイスブック等で避難等の周知を実施しました。

2番目の広陵町馬見北にお住まいの方々は、上牧町の防災無線がよく聞こえるとの意見ですが、上牧町の防災無線用スピーカーが馬見北4丁目と8丁目に隣接する葛城台に設置されているため、より近くにスピーカーが設置されている上牧町の放送が聞こえてくるもので、システム上の差異はございません。

3番目の防災無線をどう生かして町民の生命・財産を守っていくのかにつきましては、奥本議員に回答させていただいたとおり、「どんなとき」「どのような情報が」「どこから」発信されるのかを取り入れた防災訓練を実施させていただき、個人個人がみずから生命と財産を守っていただきますよう周知に努めてまいります。

次に4番目の高齢者や独居の方への避難情報の伝達につきましては、災害時要配慮者名簿に基づき、民生児童委員や各自主防災会と連携を密にし、安全に避難していただけるよう、こちらも防災訓練を通して実施していく所存であります。

3番目の虐待防止についてでございます。

まず一つ目の広陵町の虐待の現状につきまして、お答えさせていただきます。

児童虐待相談の新規受付児童数は、平成26年度の33人をピークとして、平成27年度は22人、平成28年度は30人、ことし11月末までは15人とやや減少傾向にあり

ます。また、すぐにでも児童の一時保護を検討しなければならないような重度のケースは本町では発生しておりません。現在本町では、児童福祉法の改正に基づき要保護児童対策地域協議会を設置しており、見守り支援対象としているケースは平成29年12月5日の段階では44人おられます。その内容は要保護児童が1人、要支援児童が38人、特定妊婦が5人となっております。また、これらのうち、39人の支援児童に関しましては、児童の健全たる成長に大きく悪影響を及ぼすほどの虐待が行われているようなケースはございません。しかし、最近、さまざまな要因により、妊娠期から支援が必要となる特定妊婦が増加傾向にあり、出産後の子育ての不安等による虐待へのつながりに危惧しております。直近4年間の虐待者の割合は、実母が68%、実父が22%、実父以外の男性が6%、実母以外の女性が2%、その他が2%でした。種類別にしますと、身体的虐待が49%、心理的虐待が28%、ネグレクトが23%、性的虐待が0%でした。

また、被虐待者の年齢は小学生が一番多く、就園児、未就園児、中学生という順でした。

次に二つ目の啓発活動につきましては、「虐待は最重度の子育て困難である」と捉え、子育て家庭の「社会的孤立」を未然に防ぐことは、児童虐待防止に向けた重要な取り組みと考え、町民への啓発活動に活発に取り組んでおります。具体的には、かぐや姫まつり会場では、児童虐待防止を呼びかけるパネル展示や虐待防止グッズの配布を実施したり、児童虐待防止の奈良県強調月間である11月に町内の幼稚園で保護者に虐待防止啓発グッズを配布したり、園児がオレンジリボンの製作をする機会を設けたりしました。また、御指摘いただいたように本年11月13日には町民を対象とした3回目の虐待防止の講演会を開催いたしましたところ、105人御参加いただきました。また、今年度も昨年度に引き続き幼稚園教諭を対象とした児童虐待防止の勉強会を、実施計画しております。さらに、各学期ごとに設けられています町内の小学校・中学校と民生児童委員との懇談会では、それぞれの校区における児童の様子について意見交換をし、児童虐待防止に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笹井由明君） それでは、2回目以降、自席にて再質問願います。

3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） この報酬は、財務省がこの提案をしたものです。社会保障審議会（介護給付費分科会）が昨日13日にございまして、介護報酬改定の審議報告がされました。財務省の方針に沿った内容となったものでございます。この再度、内容を申し上げますと、届け入れの対象回数は、要介護度ごとの給付実績に応じて毎年更新します。これを超える利用には、市町村への届け入れをケアマネジャーに義務づけます。届け入れなかった場合は、介護保険事業所の指定取り消しなど、重いペナルティーを課されます。市町村はケアプランを自立支援重度化防止や地域資源の有効活用の観点から点検します。地域

ケア会議で検証し、不適切な場合には是正を促すとしています。市町村が給付費を抑制しようと思えば、利用回数の制限や住民ボランティアなど地域資源への置きかえをケアマネに求めることとされました。ある精神疾患を患い、幻想や幻聴、物忘れがある70歳後半のひとり暮らしの女性の場合、病気のため意欲や思考、判断力が低下していて、食事や着がえが1人でできません。朝、昼、夜と1日3回ホームヘルパーが訪問して、着がえを促し、調理して配膳、食事を見守り、向精神薬の服薬確認をしていたが、体調を崩し入院した後、精神状態が不安定になり、ケアプランをつくり直し、昼と夜の間にもう1回ヘルパーが入り、より細やかな見守りをしていくことになり回数がふえました。月101回の生活援助を受けています。この方のプランは、妥当なものとして精神保健福祉士の資格を持つケアマネジャーは言われています。町内でも当然このような多数回の介護の生活援助を受けておられる方はおられると思いますが、国は、この広陵町に対しての聞き取りをしていないということでした。自治体への聞き取りが48件しかされていない。でもそのうち46件が適切なサービス利用だと回答はされています。そしてこの生活援助の利用者数など厚労省公表の資料とも乖離していて、統計資料としても不備があることが判明したんですけども、財務省の担当者は誤りを認めたものの月31回以上、だから1日1回ですね、月31回以上の利用を問題視していると説明したんです。この財務省の方針は、個々の実情を無視した回数ありきで機械的にはじき出された数字に基づくものです。この101回という必要な生活援助を受けている方を厚労省の基準回数、要介護5で月31回に当てはめることは乱暴な措置だと思いませんか、どうでしょうか、増田部長。

○議長（笹井由明君） 増田福祉部長！

○福祉部長（増田克也君） お答えをさせていただきます。

町長の答弁にもありましたように、本町に直接の聞き取り調査は行われておりません。国は他の自治体のほうに調査実施をしているものだというふうに把握をしているんですけども、多数回利用を制限することなく利用者の状況に応じた適切なサービスの利用になっているのかどうかという点に注目しているのではないかと。その確認のために財務省も含めた厚労省がそんな調査をしているものと捉えておりますので、まだ私どものほうに直接法の改正があったりして、おりにてはきておりませんが、町といたしましては、必要な方に必要なサービスが行き届くことが必要だというふうに考えております。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） きのうニュースで介護報酬の見直しというのは報道されましたが、この生活援助の利用回数が制限されるとかというような報道はほとんどされなかったんです、私、きのうニュースを気をつけて見ていたんですが。でも、日本共産党が出してい

まず赤旗では、毎日のようにこの利用制限をしているという、この問題点を指摘しているわけですが、そしてこのことをやはり国が決めることですから、大塚増田部長、お答えにくいというのはわかるんですが、やはりこのことを知っていただかなければいけない。そしてきのうこういうふうの方針が出されたわけですから、町として今からその要支援1・2の方のサービス水準を維持しておられるように、この利用制限を多数回必要な方にきちっとその必要なサービス回数を維持できるような手だてを今からも立てていただきたい。そういう思いで、私この質問をさせていただいているものでございます。

次の介護の保険の2番目の質問に移りますが、年をとっても、病気になっても、どこでどんな生活をしていくか選んで、実現していく権利がみんなにあると思います。それをサポートするのが介護保険だと思います。この方、今の70歳の幻聴がある方ですけども、この方は制度の枠内でケアプランを立て、希望する地域での生活が実現できています。それを回数が多いからだめだと国が決めるのは、本当にひど過ぎると思います。1日1回以内の利用と町は国から聞いていますか。先ほど国のほうからまだ何も連絡がないということなので、そういう連絡もまだ来ていないのでしょうか。先ほど述べたように、ケアマネが自主規制していくことが起きると思われるんですが、その辺はどのように見通しを立てておられますか。

○議長（笹井由明君） 増田福祉部長！

○福祉部長（増田克也君） お答えをします。

何かの原因で、介護の状態に陥って、必要になったときですけども、介護サービスの利用は、当然大切なもので、本人にとっても、家族にとっても非常に大切なもので、もう制度は定着しております。ただ、どのようなサービスが必要で、どのように利用するかというのは、個人の状態によって変わります。それぞれのケアマネが適正なプランを立てることが前提になりますね、この話としましては。利用者に説明をして、利用者もその内容をケアプランに同意をして実施するものに流れとしてはなりますので、ケアマネに対して、自主規制を促すようなことということはないというふうに考えておりますので、ちょっと介護保険法の改正のガイドラインなりが町において、それをどう扱うかということにはちょっとなかなか質問に回答できないですけども、今一般論としてはケアマネが自主規制をするということはありませんというふうに考えております。（発言する者あり）いや、まだ。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 利用者のことも答弁されましたが、孤独死が問題となっている今、本当はヘルパーさん、毎日利用したい人でも年金額が少なく、1割の利用料負担が

払えないから、週2から3日の利用で我慢している人が多いんです。十分利用できない現状を放置しながら平均より多いとって利用を制限するのはおかしいと思います。介護保険は利用者にサービス選択の権利がある制度として発足しました。生活援助だけ利用回数を制限し、選択の権利を奪うなど制度上あり得ない話だと思えます。そもそも介護保険は、要介護認定の行政処分で、給付上限額が決められ、利用者にはその枠内の給付が保障されているのではないですか。

○議長（笹井由明君） 増田福祉部長！

○福祉部長（増田克也君） お答えをさせていただきます。

介護認定度に応じた介護の手間として単位数が決められるという制度でございます。介護度が高ければ、それだけ介護をする方の時間が必要だというふうに介護度を決めていております。それでその中の状態に応じた適正なサービス利用分として給付を決めていております。ですから、その月にも毎月にとっても、給付の内容が微妙に変わったりするというのは、当たり前というか、当然のことだというふうに考えております。ですので、何回も繰り返しになりますけれども、必要なサービスに対する給付で、限度いっぱい使わなければならないというふうなものというふうには認識しておりません。ですので、給付の保障をしているというのをどう考えるかだと思うんですけれども、必要な方に必要な量だけはしますので、答えとしては保障していることにはなるのかなと思えますが、それ以上のことをすると、それは適正化にひっかかってきますので、その分については保障はしておりません。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 介護保険は、在宅介護が中心とされ、必要なサービスを利用者が選択できることを理念として発足しています。要介護認定で定められた給付限度額の枠内なのに、利用者が生活援助を自由に選択できなくなる仕組みは、介護保険法の理念に反するものです。枠内の給付が保障されているにもかかわらず、今部長が答弁されたように、枠内の給付が保障されているにもかかわらず、厚労省は新たに地域ケア会議を使ってケアプランに介入し、市町村に給付を制限する役割を担わせようとしているんです。この制度創設時の説明と異なります、これは。国家的詐欺と言われる保険あって介護なしの状態が一段と進む危険があります。生活援助は、これまでも1回当たりの利用制限が短縮され、利用者の生活が脅かされてきました。この上、回数まで制限したら高齢者の生活状態が悪化し、身体機能も低下し、重度化が進むことは目に見えています。認知症の人を介護している家族にとっては、在宅介護の負担が増し、虐待、介護殺人といった悲劇が広がりかねません。11月7日に行われました参議院厚生労働委員会で共産党の倉林明子議員の質問

にも答弁した加藤勝信厚生労働大臣も利用回数が多いというケアプランがすぐに不適切であるとは考えられないと、事実上回数制限に根拠がないことを認めました。倉林議員は、方針の転換を求めています。介護給付費の分科会でも上限設定は利用者、介護者の理解は到底得られないなどの意見も出され、介護、医療関係者からも反対の声が上がっています。この生活援助利用制限は、まだ厚生労働省で検討段階ですが、この質問に当たり、これをつくったときには、こうだったんですが、きのう検討案が承認されてしまいましたので、高齢者に冷たい安倍政権ですから、このまま決めてしまうと思われまいます。利用者家族の介護負担を重くし、ケアマネと自治体に利用抑制の責任を負わせるこの改定に、町として町民の老後をどう守るかを今から検討していただきたいと思ひます。

きのう吉村議員の質問にもありましたように、老々介護をされていて、大変病院とかかりつけ医さんとの連携が訪問ステーションの連携がとてもすばらしくて、きちっと家の中でのみとりができたという感動的な質問をされましたけれども、これからどんどんそういうふうには自助、共助ということで、自分で何とかしなさいというようなことがこれからも進んでいくと思ひます。でもやはり町としてそういう町民を守っていくのに、今、部長はそのサービスが必要なサービスだったら、きちっとそれをしていきたいという答弁をされましたけれども、1カ月31回以上の利用を超える、どうしても多数回利用する方を国が制限していく場合、どのように対処されるかを検討しておかなければいけないと思ひますが、私のこの質問の通告書を出してから検討されたと思ひますが、やはりこれは国からのそういう通達なり、そういうものが来ないと、これは検討されないものなんでしょうか。その通告書を出してから、こういうお話をされて、町としてどのようにされていくか、少しは話し合われたと思ひますが、その辺を聞かせていただけたらと思ひます。

○議長（笹井由明君） 増田福祉部長！

○福祉部長（増田克也君） お答えさせていただきたいと思ひます。

ちょっと前段のところで、地域ケア会議についてお触れをいただきましたので、本町の地域ケア会議は、言葉は悪いんですが、利用の制限を行うためではなく、利用者の状態に応じたサービスは何かと、またどんな取り組みをすれば、生活の維持及び生活の質の向上の目指すものにつながるかを検討する多職種の間でございます。今、現場、介護福祉課が一生懸命取り組んでくれているのは、自立支援型、抑制ということではなくて、自立支援をするには、どういうケアプランで、どういうサービスが必要かというところに着目してケア会議を進めてくれています。結果必要なものは、もちろん使っていただくし、これは目的とちょっと違っている内容ではないかなれば、そのサービスは変えていきます。ですので、ケア会議については、抑制ありきのケア会議では絶対ありませんので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後のほうに、この一般質問が出てから、福祉部でどうしてたかというところなんです



けれども、そういう社会保障費を含めた国の財政の問題等、住民目線の問題とがどのあたりでなっていくのかなというふうには現場の課長とは話したりはしておりますけれども、ちょっとまだ何もない話なので、詳しくは話し合いをしております。済みません。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 非常に答えにくいことを答弁させて申しわけございません。抑制ありきではないということをお聞かせいただきましたので、ぜひ町民を守る、そういう姿勢を貫いていていただきたいと思います。

では、2問目の防災無線についてに移らせていただきます。

台風21号の被害時は危機管理課やたくさんの職員の方、ゴムボートを出していただいたり、町民を救出されたり、避難所の設置などで不眠不休の活躍で本当にお疲れさまでしたと思います。昨日の答弁で、約8,000万円使って、この防災無線を実施したと。国の交付金は幾らで、町としては幾ら使ったということになるんでしょうか。その辺、財源のほうを教えてくださいませんか。

○議長（笹井由明君） 吉田総務部長！

○総務部長（吉田英史君） 失礼します。

昨日の奥本議員の一般質問の中で危機管理監のほうから防災無線に関する費用ということで、税抜きで7,790万円ということでお伝えしたと思いますけれども、税込みで直しますと、8,413万2,000円ということになります。この防災無線の設置事業に関しましては、緊急防災減災事業債というのを活用しております。この事業費のうち、対象事業費というのが7,700万円が起債の対象事業費となりまして、充当率が100%ですので、100%起債のほうを充てております。

それからその起債に対する交付税の算入率、これ20年程度かけて交付税に算入されていきますけれども、そのうちの7,700万円の70%、元金と利息を含めてになりますので、少し計算方法が異なってきますけれども、大まかには70%が交付税で返ってくるということになります。

以上でございます。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 先ほど上牧町の話をしたら、近くの葛城台に隣接しているからよく聞こえるんですという御答弁でございましたけれども、上牧町は広陵町よりも狭い地形ですが、4年前に2億円かけて半径30メートルで46カ所の防災無線が設置されてい

るそうです。広陵町は半径570メートルですが、もっと小さくたくさん立てたほうが効果があったのではないかなと私、上牧の方の話を聞いて思ったんです。昨日の答弁で、でも45局なら3億円近くかかる、そのことも検討したけれども、今の防災無線を採用したと言われましたが、今から考えると、そこで間違っただんじゃないかなと思えるんですよ、私。改めて音達調査が要るんじゃないかと思いますが、それともしなくても聞こえないのはわかっているからしませんか。

これ、前にいただいたこの11局で、みささぎ台とここが300メートルなんですよ、こっちは570メートルなんです、半径ね。この下二つが300メートルで聞こえにくいということで2局また立てたんですよ。これは今11局で、プラス2局で、今13局になっているわけですね。これはなぜ、こんな最初300メートルで聞こえにくいようなあれにしたんですか。

○議長（笹井由明君） 林田危機管理監！

○危機管理監（林田哲男君） 聞こえにくいということではなくて、この地区には、大和高田市と隣接するところもございますので、どういったスピーカーが最適なのかというのは、業者さんと協議をさせていただいて、そしてこの地区には、このスピーカーでいけるだろうということで決定して検査をしたところでございます。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） それじゃあ、何で2局プラスしたんですか。

○議長（笹井由明君） 林田危機管理監！

○危機管理監（林田哲男君） それは、当初西体育館に設置する計画で進めておりましたが、地元との協議の結果、西体育館には設置できなくなりました。六道山の公民館に設置することになりました。そうするとその移設したことによりまして、みささぎ台周辺に音達がちょっと厳しくなったという結果が出ましたので、2局追加、合わせて真美ヶ丘第二小学校のところも横峯公園と町立図書館でエリアではいけるだろうという想定でしておりましたが、やっぱり建物の斜壁等の問題がございまして、やっぱり聞き取りにくいという声をいただいて、真美ヶ丘第二小学校に増設したということでございます。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） やっぱり聞き取りにくいという問題があったわけですね。もと

もこの防災無線自体が効果が薄く、防災には適さないんじゃないですか。そういうふう  
に聞こえない地域の人もいれば、防災無線局の近くの家で音がうるさいくらいで裁判を起  
こしているところもあると聞いています。このことを町はきのうの答弁でも述べられてい  
ましたから、つかんでおられると思うんですが、導入時にもっと丁寧に調査をして入れる  
べきだったのではないかと思います。きのうは、この防災無線に議会も賛成したと町長は  
発言されましたが、議会は必要なもので、交付金も70%出ると聞き、賛成したものです。  
町民の命を守る防災のために必要と議会は判断して賛成したものです。このように、議会  
も賛成したじゃないかみたいに言われたら、これからいろんな問題に賛成しにくくなる  
と思うんですが、町長、どうですか。

それで、葛城市は、市内の全戸に個別受信機、計1万5,000基を配布して、8億円  
かけて市内各地に中継局をつくり、完成した地区から順次受信機が配布されるそうです。  
受信機のうち約200基は視聴覚障がい者向けで、放送内容がモニター画面に表示される。  
市の担当者は屋外スピーカーの音声は屋内では風雨で聞こえないケースがあり、個別受信  
機で確実に情報を伝達できると話しています。このことを聞いていると思いますが、きの  
うの奥本議員への答弁で、聞こえない方は電話で再度内容を確認できる電話応答システム  
やスマートフォン防災アプリによるプッシュ型通話、防災無線対策は、総務省において個  
別受信システムの研究も進められており、自治会有線放送設備との連動などの研究を努め  
ると答弁されていますが、この葛城市などのことも考慮されて、このように研究をされて  
いるんでしょうか。この葛城市のを見られましたか。

○議長（笹井由明君） 林田危機管理監！

○危機管理監（林田哲男君） きのう奥本議員の答弁にもさせていただいたように、当初  
いろんな方向で検討をさせていただきました。そして個別受信機のあり方も現在あるとこ  
ろにも問い合わせをかけさせていただきました。その回答がやっぱり個別受信機は便利な  
ものの管理が十分でなければ、かなり職員に負担がかかりますという回答も得ました。そ  
れはどういったことかということ、個人で管理されますので、充電切れであったりとか、ま  
たどこかへ紛失したりとか、そういったことで問い合わせがたびたび起こるということで、  
現に河合町は個別受信から屋外型に変更されております。当初、葛城市も個別受信で計画  
されておって、一旦はそれをやめられて、屋外型になったんですが、再度また個別になっ  
たという、その二転、三転しているというところもございます。個別受信機というのは、  
いいところと悪いところとございますので、なかなかこれを採用するというのも難しかっ  
た現状でございます。そして個別受信機を採用することによって、葛城市は8億円近い整  
備事業費がかかっております。本町とは雲泥の差でございます。そういったところも考慮  
しなければならなかったと思っております。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） せっかく立てた防災無線局ですから、これやっぱり次のきちっと防災が町民に伝わるように、今研究されているのが、まだ何年かかかると言うんですよ。それまでの間に、何か起きた場合、今あるものを生かさなきゃならないと言うんですよ。やっぱり8,000万円、そりゃ8億円よりも安いですけども、8,000万円も70%交付税で返還されるとはいいですけども、やっぱりもう立ててしまっているものをどうやって生かすかというのを私ちょっと考えたんですけども、サイレン、音声はもう無理だと言うんですよ、町長が豪雨時には聞こえないから、これからも使わないと言うんですね。そうしたらサイレンだったら聞こえるんじゃないかなと思ったんですけども。サイレン1回だったら、避難準備、2回だったら即避難とか、そんなふうに取り決めていくとか、しばらく次のことが決まるまでの間、早速何か決めていかないといけないと思うんですが、町民の命を守る方法を喫緊に要すると思うんですけども、いかがでしょうか。

それから答弁書に個人個人がみずから命と財産を守っていただきますよう周知に努めてまいりますという答弁でしたけれども、この手段、考えていないかなと思ったんですが。その辺もうちょっと丁寧に御答弁いただけますか。

○議長（笹井由明君） 林田危機管理監！

○危機管理監（林田哲男君） その風がきつい、雨がきついときに防災無線を鳴らさないというような判断はいたしておりません。町長のほうからもやっぱり鳴らすべきだというふうに指示を受けておりますので、今後は、幾度となく防災無線は使用させていただきます。今、議員が御提案のサイレン等も使用させていただくことで、今部下には、そういう指示をしております。11月に東校区で防災訓練を行ったときは、サイレンを鳴らさせていただきました。それはやっぱり無線が聞こえにくいという声をもらって、サイレンならば聞こえるでしょうと言えば、それは聞こえますよという御意見もいただきましたので、まず訓練の前にサイレンを鳴らせていただいたところです。

それと、この間の台風21号のときは、議員の携帯もどンドン鳴ったとは思いますが、エリアメールでどンドン情報も発信しております。防災無線だけじゃなく、エリアメール、また避難勧告等は、町のホームページ、フェイスブック、あらゆる方法で情報発信をしておりますので、そういったものをどのようにとったらいいのかというのを防災訓練で模擬的なというか、防災士の方々に協力をいただいて、町が発信したやつは、このように鳴るから、これをこのように聞いたらいいですとか、そういった形をPRしていきたいと思っております。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 若い人たちは、スマホを使ったり、ホームページ、またエリアメールですか、駆使していろんな情報を入れることができるんですけども、高齢者のひとり暮らしの方は、防災無線も雨で聞こえない、スマホもなく、テレビだけが頼り。でも停電になれば情報が全然入手できなくなります。地域の方が頼りになると思うんですが、地域の方々もそれぞれの事情で、高齢者宅1軒1軒回り、避難を促すことができる場合、できる人と、できない場合と色々な場合があるし、地域もあると思います。在来地は有線がありますが、区長さんが設置場所の公民館まで行って放送されないと活用できません。この高齢者に対しての対策をどう検討されていますか。きのうの奥本議員の質問で住民に怒られたと、お金をかけても防災無線が聞こえないじゃないかと。これはやっぱり住民の方、不安でおられると思うんです、今、この間の台風のときに、いろんな被害に遭われて。この不安をやっぱり一日も早く安心に変えていくための手だてが要ると思うんですが、特にこの高齢者の方々の不安をどういうふうに安心に持っていくことができるか、このことを検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（笹井由明君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 私は、防災無線の補完はこの町長選挙に立候補させていただいたときの公約の中にも入れてございますのは、やはりそんな声をたくさん私も頂戴しております。きのうの奥本議員も聞いていただいておりますし、多くの方がその訴えをされている。北校区の防災訓練、小学校区の防災訓練をしたときも、在来地域は有線放送が全てあるのではなしに、弁財天、的場はございませんので、この的場区長から防災無線が聞こえない、これを何とかせえという要請も受けております。この防災無線は、今13基地、スピーカーがついておりますが、そこに無線の受信装置ができていますので、それを活用して、もう少しきめ細かく、例えば各大字の自治会の集会所、あるいは公民館に個別のスピーカーをもう一度つけて、そこへ行けば聞けると、最低でもそのようなことをすればどうかというふうにも考えておりますので、いろんな角度から研究したいと思います。

また、FM放送西大和がございまして、ここも今は5キロワットの出力でやっておりますが、大和川流域のこの防災に活用するためということで、10キロワットの増力、出力を上げたい。そのためにこの大和川流域の北葛城郡、磯城郡、それから生駒郡、このあたりにそれぞれ町からも要請をしてほしいという話が出ておりますので、このFM放送も自動起動型のラジオというのもありますし、いろんな方法が考えられると思いますので、精力的に検討していきたいと思います。的場区長も高齢者から訴えられたというふうにおっしゃっておられます。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） ぜひ一日も早く、町民の方が安心できるようなことを考えて、実施をしていただきたいと思います。

では、3問目に移ります。

このオレンジリボン、職員の方もつけて、増田部長はつけておられますが、11月はこの虐待防止月間だったんですけれども、このオレンジリボン、なぜこういうふうになったのかといいますと、2004年9月、栃木県の小山市で2人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げられ、亡くなる事件が起き、この後、このオレンジリボンのキャンペーンが始まりました。毎年町でも講演会など開催され、防止月間の意識は高いと評価しておりますが、このオレンジリボンの意義や役割、11月という月を意識して、ツリーなどの展示など、もっともっと工夫されてもいいのではないかと思います。大分県などではオレンジリボンたすきリレーを11月4日に開催され、100名参加。街頭で配布しながら別府の市役所から県庁まで歩くというような、このようなオレンジリボンのたすきリレーをされたということでございました。なぜこのオレンジリボンを普及しなければいけないかという、虐待を防ぐ一番の方法は通報なんです。勇気ある通報が虐待を受けている子供たちを救う一番の方法です。このことをもう一度広報を工夫していただきたいと思います。皆様のお手元に大きなA3で資料がございます。エンジェルエイドというところが出しているサイトなんですけれども、虐待を見つけたらどうしたらいい。もし虐待じゃないかと思うことを目にしたらどうしますか。間違っていたら責任問題になるのでは。恨まれたらどうしようなどと考えて、言い出せない人も多いでしょう。でももしその子供の生死にかかわる問題だとしたらほっておけないのでは。それは結果論でしかありませんが、子供の命を助けるチャンスかもしれないので、勇気を出して、児童相談所に通告してください。虐待はエスカレートすることも多いので、早い段階での対応が大切なのですということで、疑わしい場合のチェック項目で子供の様子、保護者の様子というふうに書いてあります。

そして2枚目には、参考資料として、児童虐待防止法の法案が書いてございます。児童虐待防止法第6条第1項には、児童虐待を受けた児童を発見した者は速やかにこれを児童福祉法第25条の規定により通告しなければならないというふうに全部は読み上げませんが、皆様また読んでおいていただきたいと思います。このようなことをやはり11月の開催されたときに、ここまでのことを言ってほしかったんですが、現状、実情を話されただけで終わられてしまったのが、私は大変残念だった。もっと町のほうからのそういう働きかけもあってもよかったのではないかなというふうに思うんです。こういう先ほどの答弁を聞いてびっくりしたんですが、平成27年度は22人、平成28年度は30人、ことしも15人、減少傾向にはありますけれども、これだけの虐待の相談があったと。要支援の児童が38人、特定妊婦が5人となっていらっしゃるというようなことなんですけれども、この特定妊婦というのは、ちょっと説明がありますが、妊娠期から支援が必要となる特定

妊婦が増加傾向にありと、どのような方を特定妊婦とされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（笹井由明君） 増田福祉部長！

○福祉部長（増田克也君） いろいろ提案をいただきましてありがとうございます。11月の月間で研修をさせていただきました。いろいろ提案いただきましたので、もっと啓発に力を入れて、これ以上に力を入れていきたいというふうに思っております。

特定妊婦でございますけれども、ちょっと今手元にしっかりとした定義の資料を持ってはおりませんけれども、例えば、配偶者というか、パートナーがわからないといいますと変ですけども、パートナーがちゃんとわかっていなかったりとか、年齢が10代で若い方、望まない妊娠といいますか、そういう方、あとさまざま妊娠中も含めまして、妊娠をして、その後出産した後の、その子供が養育を受けるときに心配な方の妊娠のことを特定妊婦というふうに呼んでおります。その方々というのは、保健センターのほうで母子手帳の段階でもわかりますので、そういう面で特定妊婦については、保健センターも一緒になって連携してつかんで見守りをしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 特定妊婦については、よくわかりました。

被害者の救済も大事なんですけれども、加害者への対応も大事だと思うんです。私ちょっとネットを調べましたら、埼玉の児童相談所での対応が大変すばらしい対応があったんです。この虐待が起きた家庭のやり直しを支えるということで、虐待された子供を親から引き離せば問題が解決するわけではない。問題は、その後、その家庭をどのように支援して、親子関係を回復させるのが大事だと。虐待の問題に最前線に対応するのが、全国207カ所ある行政機関児童相談所です。この虐待の通告を受けて状況を調査し、深刻な場合には子供を親から引き離して保護し、その安全を確保するのが児童相談所の重要な任務です。でも児童相談所にはもう一つ大きな仕事があります。虐待が発生した家庭を支援して、健全な家庭へと回復させること。一旦は子供を親から引き離しても虐待のない安全な状況へもとの家庭に戻ってもらう、家族の再統合を目指します。家族支援担当という専門チームを立ち上げ、虐待によって離れ離れになった親子の再統合に取り組み、このさいたま市の児童相談所がこの家族の支援担当を立ち上げたのは3年前です。きっかけは虐待が発生した家庭の親との関係がうまくいかなかったことでした。この児童相談所は、子供を虐待から守るために、一時保護を行います。親にしてみればやったことはさておき、突然自分の子供が連れていかれる不条理な出来事です。当然大きな反感を持ち、児童相談所

に対して対立することが多くなります。このさいたま市の児童相談所では、そうした困難な状況を改善するため、サインズ・オブ・セイフティという手法を取り入れています。この手法というのは、オーストラリアで開発された児童虐待対応の一つの手法で、これまでの一般的の児童相談所の対応は、子供に手を挙げた親に、それが虐待であると認めさせ、二度と発生しないよう指導するというものでした。しかし、この考え方はそれと大きく違って、親や子供が虐待のない安全な生活を形づくる主体であると考えて、どうしたらそれができるか、一緒に考えるパートナーになるのだといいます。時にはその親が本当に虐待したのかどうかすら問題にせず、どうしたら子供が安全に暮らせるかに焦点を絞って話し合うそうです。例えば母親が食事の準備が苦手で、子供の栄養が偏りかねないならば宅配サービスを利用する。精神疾患で時折子供の世話ができなくなるならば、困ったときにすぐに来てもらえる親族を用意するなど問題を解決するための具体的アイデアを安全プランにまとめて支援者と家族とで共有しますと、今までの対応ではあだから危ない、この点も心配とその家庭のリスクばかり目を向けがちだった対応もこのサインズ・オブ・セイフティでは、この点はよくできていると強みの部分にも注目して、そのことで支援者と親とのコミュニケーションも成り立ち、対立的だった親の態度も変化していったと。ただ、それも単によいところを見つけて褒めるということではなく、あくまでその強みが子供の安全につながるかどうかポイントです。児童相談所の指導によく従っているというのは、子供の安全につながる強みとは言い切れませんが、父が酔って子供に当たろうとしたとき、母が速やかに子供を連れて一時的に実家に戻ったという行動は安全につながる強みだといいます。こうした手法を取り入れたことで、子供の一時保護や長期の親子分離、再虐待率などが減ったという実証データもあるといいます。このようなサインズ・オブ・セイフティ、これをさいたま市がやっているわけですが、これは児童相談所の問題ですけれども、やはりこの加害者にもこういうやり方で救済をしていくということが大事だと思いますので、被害者の子供たち、また加害者に対しての対応というのも大事なと思うんですが、その辺はどういうふうに思っておられますか。

○議長（笹井由明君） 増田福祉部長！

○福祉部長（増田克也君） ただいま御紹介いただきました話ですけれども、児童相談所では、施設退所後のことも支援の一つだというふうに捉えてやっていただいております。それに協働していきたいとふうに考えております。

○議長（笹井由明君） 以上で、山田さんの一般質問は終了しました。